

三井住友・豪ドル債ファンド



市場の先行き不透明感が払拭されれば、 円安・豪ドル高期待は高まる

平素は「三井住友・豪ドル債ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドの税引前分配金再投資基準価額は、昨年末から2016年6月末までの半年で9.8%下落しました。当レポートでは、その要因をご説明申し上げるとともに、今後の見通しをあわせてご報告いたします。

基準価額が下落した要因は？ ～オーストラリア債券は堅調も、豪ドルが対円で下落～

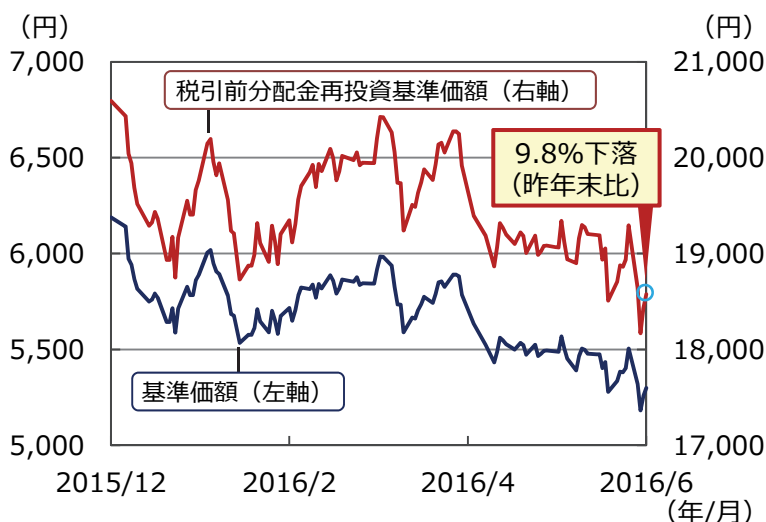
昨年末に20,591円だった税引前分配金再投資基準価額は、2016年6月末時点で18,577円(9.8%の下落)となっています。

この間のオーストラリア債券(豪ドルベース)は、2016年3月～4月に下落した局面があったものの、概ね堅調に推移し、5.0%上昇しました。

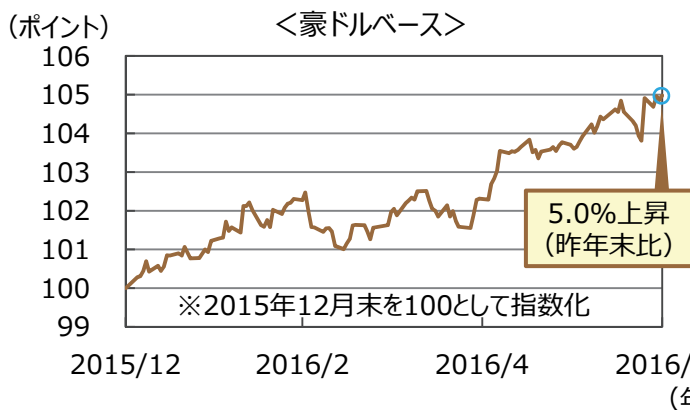
円/豪ドルの為替レートは、昨年末～2016年4月は80円～86円で概ね推移していましたが、4月下旬にオーストラリアのインフレ率が鈍化したことが明らかになると、5月以降は80円を割る展開が続きました。さらに、6月23日の英国の国民投票後には、一時的に75円を割りました。6月末の為替レートは1豪ドル=76.84円となり、昨年末比で12.3%の下落(円高)です。

これらのことから、税引前分配金再投資基準価額が下落した主な要因は、豪ドルの対円での下落と考えられます。

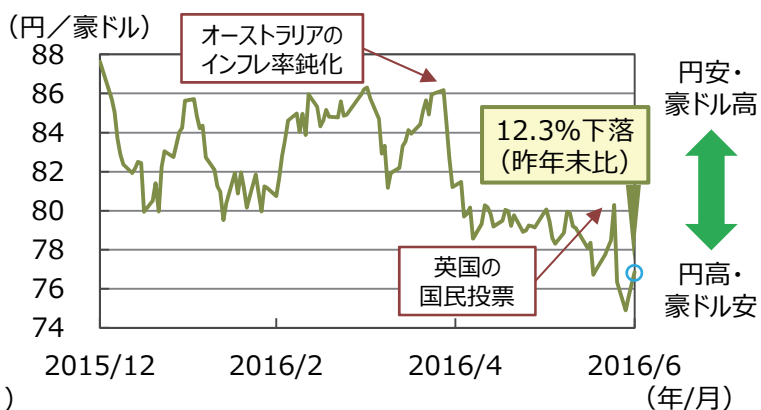
【基準価額の推移】



【オーストラリア債券の累積リターン】



【円/豪ドルの推移】



(注1) データは2015年12月末～2016年6月末。

(注2) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注4) オーストラリア債券はブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(豪ドルベース)。

(出所) Bloomberg L.P.のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

円／豪ドルの見通しは？ ～市場の先行き不透明感が払拭されれば、円安・豪ドル高期待は高まる～

当ファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託しているピムコジャパンリミテッドのコメントを基に作成しています。

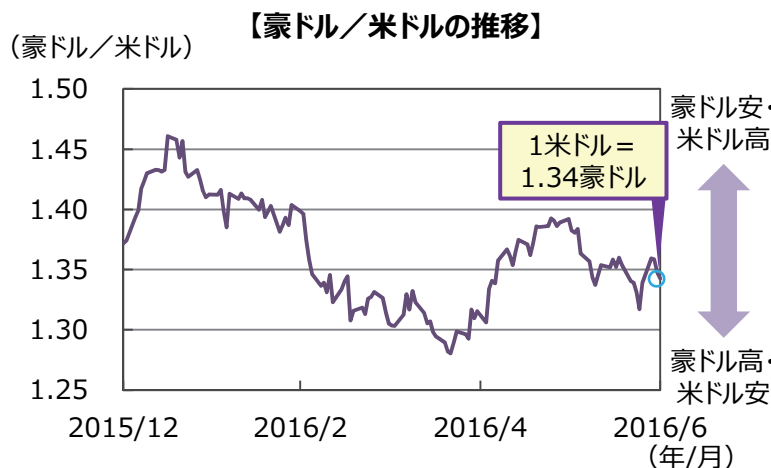
基準価額下落の主な要因となった円／豪ドルの見通しを考えるにあたり、基軸通貨である米ドルを軸に①豪ドルと米ドルの見通し、ならびに②円と米ドルの見通しについて、個別に分析してみます。

①豪ドルと米ドル ～次第に安定する可能性

オーストラリアは低水準にあるインフレ率の上昇を目指し、2016年5月に利下げを行いました。6月は金利を据え置きました。同国の景気が安定して推移し、インフレ率の持ち直しも期待されることなどから、追加緩和の観測は和らぎつつあるとみています。

一方、米国は2015年12月に利上げを実施するなど、金融引締めの方針にあります。利上げのペースは当初の市場の想定よりも緩やかなものになっています。

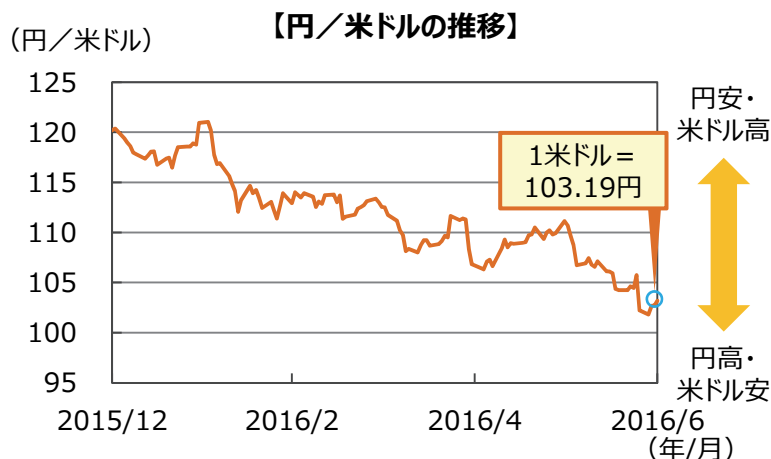
両国の政策金利の推移が、現在の市場の想定どおり緩やかなペースとなる場合、豪ドル／米ドルは次第に安定する可能性があります。



②円と米ドル ～円安トレンドへの転換期待




円／米ドルは、昨年末以降、円高・米ドル安の流れが続いています。特に、世界的な景気減速懸念の台頭や原油価格の一時的な下落、英国のEU離脱決定など、投資家のリスク回避姿勢が強まる局面では、安全資産と考えられる円が買われました。

一方で、日米の金融政策の方向性の違い（日本は金融緩和、米国は金融引締め）からは、円安・米ドル高が示唆されます。投資家のリスク回避姿勢が後退すれば、円安トレンドへの転換期待は高まるものと思われる。



6月23日の英国の国民投票以降は、EU離脱決定との結果を受けて円高・米ドル安、ならびに円高・豪ドル安が進みました。今後、英国のEU離脱の影響が明らかになること等で市場の先行き不透明感が払拭されれば、投資家のリスク回避姿勢は徐々に後退し、円高・米ドル安トレンドの反転期待、ひいては円安・豪ドル高期待は高まるものと思われる。オーストラリア債券が堅調な中、そのような円安・豪ドル高の展開となった場合、基準価額の上昇が期待されます。

【日本、オーストラリア、米国の金融政策の比較】

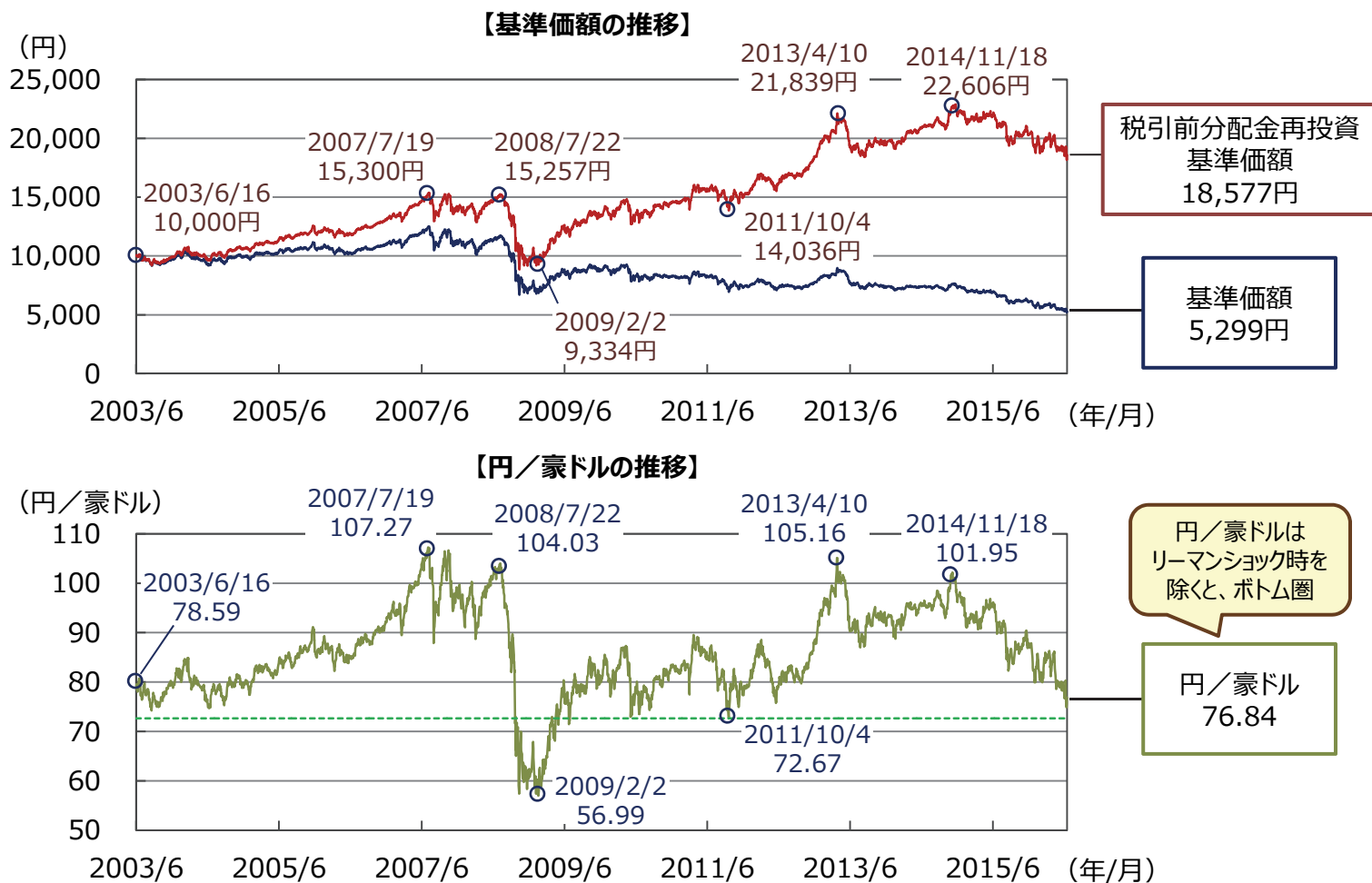
国	 日本	 オーストラリア	 米国
金融政策の方向性	緩和	緩和	引締め
金利	マイナス金利導入を決定 (2016年1月)	利下げを実施 (2016年5月)	利上げを実施 (2015年12月)

(注) グラフのデータは2015年12月末～2016年6月末。

(出所) Bloomberg L.P.、日本銀行、オーストラリア準備銀行、米連邦準備制度理事会のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績および見通しであり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。見通しは、今後、予告なく変更する場合があります。

（ご参考）基準価額と円／豪ドルの推移（ファンド設定来）



(注1) データは2003年6月16日（設定日）～2016年6月末。

(注2) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(出所) Bloomberg L.P.のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

（ご参考）分配実績（1万口当たり、税引前）

決算	第1～152期	第153期	第154期	第155期	設定来累計 (2016/6/30まで)
	—	2016/4/5	2016/5/6	2016/6/6	
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,305円 (103.1%)	50円 (0.9%)	50円 (0.9%)	50円 (0.9%)	10,455円 (104.6%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	98.5%	1.1%	-4.3%	-1.5%	85.8%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～152期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配、今後の市場環境等を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

※このレポートの最終ページにある「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧下さい。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

外国投資信託に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して安定運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 他の投資信託への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
 - ・主としてオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはその関連派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）で運用します。
 - ・組入銘柄の債券格付け^(注)は、原則として、取得時においてBBB-/Baa3格以上とし、ポートフォリオの平均格付けはA-/A3格以上とします。

(注)債券格付けとは
債券の元本、利息支払の確実性の度合いを示すもので、スタンダード&プアーズ(S&P)やムーディーズといった格付機関が各債券の格付けを行っています。

 - ・外貨建資産については、原則として円に対しての為替ヘッジを行いません。

投資信託を通じて実質的に組み入れるオーストラリアドル、ニュージーランドドル等の外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- 2 ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス*(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、ファンドのベンチマークは、同指数を、委託会社が独自に円換算したものです。
- 3 原則として、毎月の決算日に収益分配を行うことを目指します。
決算日は、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)です。
委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 4 運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
ファンドが投資対象とする投資信託は、米国の資産運用会社であるPIMCOが運用を行います。なお、ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
ファンドの運用は、「ファンド・オブ・ファンズ」という形態で行われます。
「ファンド・オブ・ファンズ」においては、債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス*について

ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)は、三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」といいます。)の関係会社ではありません。

ブルームバーグは、三井住友・豪ドル債ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、SMAMに対してライセンスされています。

ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

【投資リスク】

< 基準価額の変動要因 >

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

< その他の留意点 >

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

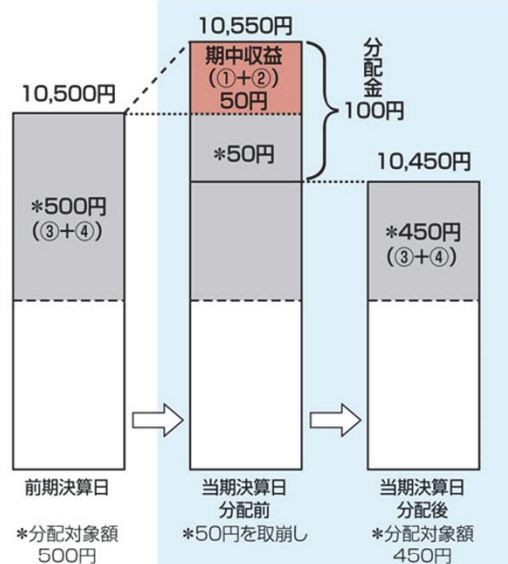
ファンドで分配金が支払われるイメージ



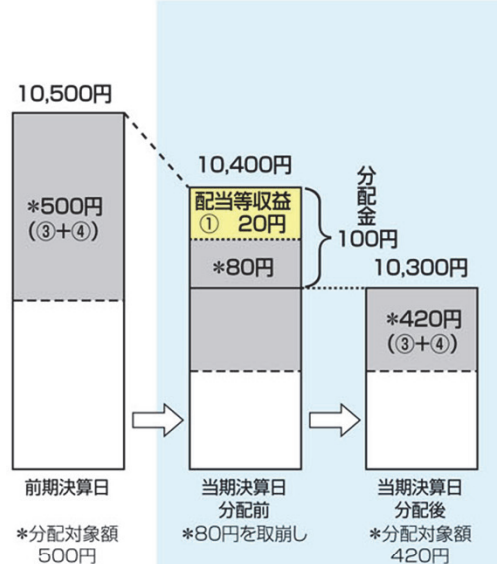
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

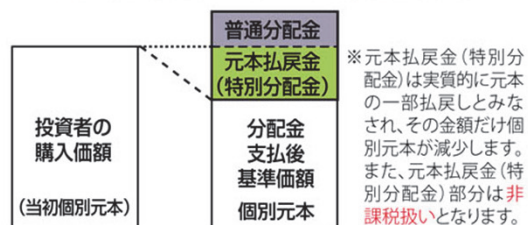


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

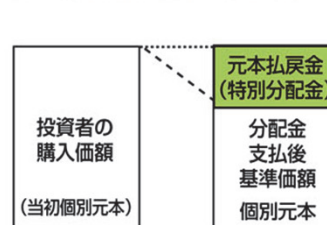
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。(信託設定日:2003年6月16日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除の適用はありません。
お申込不可日	ニューヨークまたはオーストラリアの取引所の休日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																													
購入時手数料	購入価額に 2.7%(税抜き2.5%)を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。																												
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額が差し引かれます。																												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.3284%(税抜き1.23%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。配分は、各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。</p> <p><信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満の部分</td> <td>年0.75%</td> <td>年0.45%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満の部分</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.50%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満の部分</td> <td>年0.65%</td> <td>年0.55%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上700億円未満の部分</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>700億円以上1,000億円未満の部分</td> <td>年0.55%</td> <td>年0.65%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td> <td>年0.50%</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社の報酬には、ファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託先への報酬(上限年0.5%(税抜き))が含まれております。 ※投資対象とする投資信託においては、信託報酬は徴収されません。</p>	各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社	100億円未満の部分	年0.75%	年0.45%	年0.03%	100億円以上300億円未満の部分	年0.70%	年0.50%	年0.03%	300億円以上500億円未満の部分	年0.65%	年0.55%	年0.03%	500億円以上700億円未満の部分	年0.60%	年0.60%	年0.03%	700億円以上1,000億円未満の部分	年0.55%	年0.65%	年0.03%	1,000億円以上の部分	年0.50%	年0.70%	年0.03%
各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社																										
100億円未満の部分	年0.75%	年0.45%	年0.03%																										
100億円以上300億円未満の部分	年0.70%	年0.50%	年0.03%																										
300億円以上500億円未満の部分	年0.65%	年0.55%	年0.03%																										
500億円以上700億円未満の部分	年0.60%	年0.60%	年0.03%																										
700億円以上1,000億円未満の部分	年0.55%	年0.65%	年0.03%																										
1,000億円以上の部分	年0.50%	年0.70%	年0.03%																										
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々を取り引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。																												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

● 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

● 委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号</p> <p>加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ : http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時~午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。</p> <p>ピムコジャパンリミテッド</p>

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○	○			
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○			○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○			○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第37号	○			○	
株式会社徳島銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○				
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○	○		○	

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンド以外の特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買等を推奨するものではありません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は、クローズド期間、国内外の休業日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。
- 当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に市場環境にかかるデータ・分析、運用・分配金実績、運用方針等が示される場合、それらは当資料作成時点のものであり、将来の市場環境・運用成果等を保証するものではありません。分配金は金額が変わる、または分配金が支払われない場合もあり、将来に関し述べられた運用方針も変更されることがあります。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。